

## やまがた健康住宅認証制度に関するQ & A

### I 認証申請関係

Q 1. 建築主が複数いる場合、代表者のみの記入でよいですか？

また、設計認証申請時に建築主が単数で、あとから複数になった場合は変更できますか？

A 1. 代表者のみの記入で良いです。

代表者のみの記入となるため、建築主が複数になる場合でも変更の手続きは不要です。

ただし、山形の家づくり利子補給制度を利用される場合は、利子補給制度の申込者（主たる債権者）と同じ人を記入ください。

また、連名で申請いただいた場合は、連名での認定証等を発行します。

Q 2. 申請書中段に『＊設計者又は施工者と修了者との雇用関係がわかる雇用保険証等の写しを添付ください。』とありますが、修了者が自営や役員の場合は、何の書類添付が必要ですか？

A 2. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）などの公的な書類の写し又は、事業主の証明書（任意様式）を作成し、添付ください。

（例：「〇〇〇〇は、当社の役員（社員）である。

▲▲▲ 代表 □□□□ 代表者印押印

Q 3. 設計内容等説明書の断熱性能・外皮平均熱貫流率の『基準値』とは、省エネ基準（3 地域 0.56、4 地域 0.75）ですか？また、記入例はありますか？

A 3. 基準については、健康住宅の基準値となりますので、Ⅲ（☆）の等級の住宅であれば、3 地域は  $0.38\text{W}/\text{m}^2\text{K}$  以下、4 地域は  $0.46\text{ W}/\text{m}^2\text{K}$  以下となります。エクセルシートの2枚目のシートが記入例となっておりますので、参照ください。

Q 4. UA 値の計算ソフトは何でも良いのですか？

A 4. 入力値（断熱の仕様等）と結果が出力できるものであれば、計算ソフトは何を使っていただいても大丈夫です。

Q 5. U A 値の第三者認定書は説明会では B E L S とあったが、長期優良住宅建築等計画認定等何でもよいのか。（H31.4.1 改正施行）

A 5. H31.4.1 改正施行し、一般的に B E L S と呼ばれている制度以外に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定も対象となります。

Q 6. 提出部数は何部ですか？着工などの制限はありますか？（H31.4.1 改正施行）

A 6. やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱に定めておりますが、設計認証申請は断熱工事着手 40 日前までに正本・副本の合計 2 部を、申請住宅の住所地を所管する総合支庁建設部建築課へ提出ください。計画を変更した場合の変更設計認証申請や工事完了後の建設認証申請の場合も同様です。  
中間検査申請書は断熱工事を着手する 10 日前までに、総合支庁建設部建築課に 1 部を提出ください。

Q 7. 認証のための検査は誰が行うのですか？どのタイミングで行うのですか？  
(H31.4.1 改正施行)

A 7. 検査は県の職員が行います。断熱工事の施工中で、断熱材やサッシが設計書どおりのものかを現地確認します。全ての箇所を確認することは難しいので、壁の断熱施工時に検査を受けられるように申請や日程調整をお願いします。  
検査時点で確認できない部分（断熱工事）は、建設認証申請前に工事記録書で施工状況がわかる写真を提出し、検査済証の発行を受けてください。  
完成間際に設置する玄関ドアは、建設認証申請時に工事記録書で施工状況がわかる写真を添付ください。

Q 8. 山形の家づくり利子補給制度を利用しない住宅は認証申請できないのですか？

A 8. 山形の家づくり利子補給制度を利用しない住宅でも認証申請をすることは可能です。

Q 9. 設計内容等説明書の気密性能で、相当隙間面積の設計目標値よりも、実際が下回っても支障がないのですか？

A 9. 測定結果が  $2.0 \text{ cm}^3/\text{m}^2$  以下であれば、設計認証申請時の設計目標値を下回ったとしても支障がありません。

Q10. やまがた健康住宅の性能に関する認証と表示方法の基準において、外皮平均熱貫流率については3つの等級がありますが、その違いは何でしょうか？

A10. 等級III（☆）は、やまがた健康住宅の最低基準で、冬期間に就寝前に暖房を切り明け方になっても住宅内の最低温度が10度を下回らない断熱仕様を基準としており、現行省エネ基準の断熱性能で建設した住宅と比べて、同じ断熱材を使用した場合の厚さは約1.5倍で冷暖房費が28%削減されます。等級II（☆☆）は、同様の条件で最低温度が13度を下回らない断熱仕様で、断熱材の厚さは約2倍で、冷暖房費は約37%削減されます。等級III（☆☆☆）は、最低温度を計測したデータはないのですが、断熱材の厚さは約2.5倍で冷暖房費が約50%削減される断熱性能となっております。

Q11. やまがた健康住宅は建売分譲住宅でも申請ができますか？

A11. 住宅の性能に対して認証する制度ですので、建売分譲住宅でも可能です。（持家などの制限はありません）

Q12. やまがた健康住宅に関する申請は年度をまたいでも構いませんか？

例) 設計認証申請をH30年度、中間検査申請・建設認証申請をH31年度

A12. 要綱は年度単位で定めているものではないので、年度をまたいでも構いません。ただし、制度の見直し等で要綱改正する場合がありますので、申請時点で施行されている要綱、様式により申請ください。

Q13. 気密試験は内装工事前に測定しても構いませんか？

A13. 基準で定めたJIS規格では、基本的に建物の完成状態での測定となっていますが、内装工事前の測定で構いません。

## II 支援制度関係

Q 1. 外皮平均熱貫流率の値によって等級が3つありますが、等級に応じて支援される金額は変わるのでですか？

A 1. 変わりません。（全て同じ金額です）